福祉の窓

~福祉サービス等のご案内~

〜視覚障がい者の大きな力〜活字読上げ装置

ができる装置です。 大手が困難な視覚障がい者の入手が困難な視覚障がい者の を置は、活字文書からの情報

文書には「音声コード」が必要となりますが、市では視覚障がい者のうち単独世帯および視覚障がい者のみの世帯にび視覚障がい者のみの世帯にが視覚障がい者のが視通知書のた納税通知書を添付し発送した納税通知書を添付し発送しています。

このほか、最近ではねんきん定期便(封筒)に音声コードん定期便(封筒)に音声コードが付けられたほか、盲人協会の会報誌など各方面で音声コードを活用したバリアフコードを活用したバリアフコードを活用したバリアフコードを活用したバリアフコードを活用したバリアフロー化が進められています。活字文書読上げ装置は、市活字文書読上げ装置は、市で設置してありますので、お

担で購入することができます。また、視覚障がい者用活字に対する日常生活用具給付とに対する日常生活用具給付とに対する日常生活用具給付とに対する日常生活用具給付といる。



介護者へ激励金を交付ねたきり重度障がい者の

在宅でねたきり等の重度障がい者を日常介護している方へ介護者激励金を交付します。 全重度障がい者(身体障害宅重度障がい者(身体障害者手帳1級または療育手帳者手帳1級または療育手帳者手帳1級または療育手帳者手帳1級または療育手帳者手帳1級または療育手帳者手帳1級または療育手帳者手帳1級または療育手帳者手帳1級またさり等の重度障

方と同一生計の方 交付金額 月額5,000円 交付毎期 年1回3月 の地域の民生委員の証明が 必要となります。

議会を開催 のだち地方地域自立支援協

設置しています。
おだち地方地域自立支援協
を変達的2市1村で共同
を変達で、二本松市、本宮市、大玉
をるための話し合いの場とし
をるための話し合いの場とし

構成委員には、医療、教育、 展用機関、企業、サービス提 供事業所、障がい者団体等各 関係者28名の方を委嘱しています。 協議会の様子は、どなたで 協議会の様子は、どなたで も傍聴することができますの で、傍聴を希望される方は、 協議会開始時間の10分前まで に会場にお越しください。な お、傍聴者の定員は20人程度 とさせていただきます。

時 5月27日(木)

所 二本松市役所

場

方と同一生計の方 **肢体不自由者来所相談会**が6ヵ月以上継続している

日時5月7日(金)が次の日程で開催されます。が次の日程で開催されます。

午後1時~3時

申込方法

電話等でお申し込

申込方法 事前に電話等でお申込期限 開催日の7日前

業在宅生活訓練を実施中途失明者緊急生活訓練事

施します。 おり、日常生活適応訓練を実 目的として、個別家庭訪問に 生活意欲の向上を図ることを 生活意欲の向上を図ることを

参加対象者 おび視覚障がい者で、生活 よび視覚障がい者で、生活 と感じている中途失明者お

実施時期・回数

訓練内容 歩行訓練・点字・※一人1回、1回は約90分。 6月7日~7月9日(予定)

本人が希望するもの(調理・掃除・洗濯等)から、

参加費 無料

申込期限 5月7日(金) 光熱費等は自己負担です。 光熱費等は自己負担です。

☎(55)5113 福祉課障がい福祉係問い合わせ・申し込み… みください。

拡大読書器を

または各支所地域振興課

~二本松図書館に設置~

拡大読書器は、視覚障がいのある方や高齢者の方のために、肉眼で読みにくい小さなに、肉眼で読むことができます。大して読むことができます。また、筆記も可能ですので、図書館で本や資料をじっくりでもなったも大変便利ですので、がいご利用ください。

◎問い合わせ:

二本松図書館

または福祉課障がい福祉係☎(沼)5082

☎(55)5113

局齢者のための 福祉サービスご案内

生きがいデイサービス りのためにご利用ください。 すので、生活支援や健康づく 利用できるサービスがありま がある虚弱な高齢者の方にも いて介護が必要となるおそれ た方や、生活機能が低下して なサービスを行っています。 介護保険で非該当と認定され 市では高齢者のための様々

行います。 象に、自宅から施設まで専用 介護・要支援状態にいたらな 防の観点から、介護保険の要 0 0 0 0 円 1, 日常動作訓練等のサービスを のバスで送迎し、入浴や給食 い65歳以上の高齢者の方を対 ▽二本松生きがいデイサービ (施設によって異なります)。 スセンター(二本松福祉セ 健康の維持・増進、介護予 利用料は1日1 150円です

▽安達生きがいデイサービス センター(安達保健福祉セ

▽岩代生きがいデイサービス ンター内 センター(六角はつらつセ

> ▽東和生きがいデイサービス ンター和・なごみ内 センター(デイサービスセ

配食サービス

塩食、きざみ食等、食事制限 のとれた食事(昼食のみ)を月 確認を兼ねて、栄養バランス がある方にも対応しています。 食400円です。糖尿病や減 〜金曜日にお届けします。 らし等の高齢者を対象に安否 おおむね65歳以上の一人暮



菊人形招待事業

足をお運びください。 送付します。菊薫る秋、 から、ハガキ形式の招待状を 券を贈呈しています。 になる方に菊人形の無料招待 毎年その年度内に70歳以上 今年度

ております。 しい一日をお過ごしいただい 方々にご協力をいただき、楽 します。婦人会等の地域の 地区ごとの敬老会にご招待

ホームヘルプサービス

問し、調理・洗濯・掃除等週 手伝いをします。利用料は、 に1回1時間程度の家事のお らし等の高齢者の方に、必要 所得に応じて変動します。 に応じてホームヘルパーが訪 おおむね65歳以上の一人暮



高齢者にやさしい

住まいづくり

度に助成します(生計中心者 をし、その改修に要した費用 合は助成対象外)。 の所得制限限度額を超える場 の4分の3以内で15万円を限 援にならないように住宅改修 高齢者が要介護または要支

介護者激励金

要介護4または5と認定され 介護保険の認定において、

課税の方、生活保護受給者、 ひとり暮らしの高齢者で、低 対象となる方は、65歳以上の 設置が義務づけられました)。 市営住宅入居者、社会福祉施 所得者の方です。市県民税が 月までに寝室に火災警報器の 業を行っています(平成23年5 するため、火災警報器給付事

温泉等保養健康增進事業

方を含む)の方に、利用券を 者(年度中に67歳になられる もりの解消などに役立ててい ただくため、67歳以上の高齢 高齢者の健康増進と閉じこ

知症の状態にある方)を在宅 付します。給付は3月です。 で6カ月以上介護している方 た高齢者(寝たきりまたは認 に、月額5千円の激励金を給

緊急通報システム

じめ、緊急時に駆けつけても だきます。 得税年額に応じてご負担いた です。給付の費用は前年度所 らう協力員3名の登録が必要 らし等の高齢者の方に緊急通 報装置を給付します。あらか おおむね65歳以上の一人暮

住宅用火災警報器給付事業

設入所者等は該当しません。 住宅火災による事故を防止

> 守ってご利用ください。 利用できます。留意事項を なお、利用券は本人のみご

利用ください。 えからも、ぜひ市内施設をご す。市内の経済効果を図るう 対象施設は市内のみとなりま また、平成23年度から利用

問い合わせ: 高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

贈呈しています。

利用券を返還してください。 次の事項に該当した場合は、 利用券の交付を受けた方で

死亡したとき。 市外に転出したとき。

要介護1以上の認定を受け たとき。

※ただし、要介護1以上の認 高齢福祉課までお問い合わ 定者で外出が可能な方は、

介護サー

ビス事業所

を訪

問

利

崩

者の

話を聞き

き

相

談

幼児教育講演会を開催

フジテレビが放送する教養番組「エチカの鏡 |で紹介 されたヨコミネ式教育法の考案者横峯吉文氏を講師に お招きし、幼児教育講演会を開催します。

入場無料ですので、多くの方のご来場をお待ちして います。

5月9日(日)13:30~15:30 В

二本松市民会館 会 場

構峯吉文氏(鹿児島県志布志市の通山保育園理 謹 事長。ユニークな「ヨコミネ式」子育ては全国 的に話題となり、カリキュラムとして採用す る保育園、幼稚園が急増している。女子プロ ゴルファー横峯さくらさんの伯父。)

講演 ヨコミネ式教育法について

その他 駐車場には限りがありますので、乗り合いや 公共交通機関を利用してご来場ください。

◎問い合わせ…

子育て支援課保育所幼稚園係☎(55)5112

応募方法 問 以

て」と題

した小

論

☆文を4 方につ が望

()V)

スの

あ

高齢福祉課

介護保険係

利

用

者 n

介

字詰原

稿用紙3枚程度に

応募資格 上の に熱意と理 市民 高齢者 3 年 の方 解 0 0 福

祉

P

介

募集人員 **昭相談員**

2 名

事 月

業所

訪問 程度 応じるなどの活動を行う介

務内

4

口

0

介護サ

ĺ ピ

ス

を募集します。

いません。 で、 あ 男女は る む 40 歳

5 8 研修受講 問 介護 年 日 0) い合わせ 間 研 4 相 口 修 程度 会 談員 派 東 遣 0 0 **宗会場** します。 応募先:: 資格を得 連 絡調 **腾整会議**

延

る

応募期限 原 応募ください 稿等は返却しません。 5 月 14 日 金

(郵送可

履

歴書を添えてご

日から「子ども手当」制度がはじまりました

中学校修了までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん)を養育している親等に 対し、子ども一人につき月額13,000円を支給します(所得制限はありません)。

21年度の児童手当の対象者(今年度の中学1年生を含む)は、引き続き「子ども手当」の対象となり、手続きは不要 です。今年度、中学2・3年生など、「子ど<u>も手当」の新規対象者につい</u>ては、認定請求(または額改定請求)が必要 になります。〔※公務員の場合、所属庁からの支給となりますので、各職場で手続きをしてください。〕

▶市への手続きが必要な方(※公務員の方は除きます。)

①新たに対象となる中学生(2年生・3年生)を養育している方

- ・児童手当を受けている兄弟がいる場合 (額改定請求)
- ・児童手当を受けている兄弟がいない場合 (認定請求) ②所得制限で「児童手当」を受けていなかった方 → (認定請求)
- ③子どもが生れた方または4月以降転入された方 → (認定請求) ④市外転出または子どもを養育しなくなった方 → (消 滅

◆申請手続きについて

印鑑、健康保険被保険者証(養育者のもの)、振込先銀行等の通帳(口座番号の確認)をご持参のうえ、子育て支 援課または各支所地域振興課で申請してください。5月14日(金)までに申請いただいた場合、6月の定期払いで 支給します。下記の申請猶予期間がありますが、なるべく早く手続きを済ませてください。

申請猶予期間について

平成22年4月1日現在で子ども手当の対象者については、申請猶予期間を設け、平成22年9月30日までに申請す れば、4月にさかのぼって手当を支給します。

※4月以降の出生や転入等による認定請求の場合、認定があった翌月分からの支給となります。

①中学2・3年生の保護者については、各中学校経由で申請用紙を配布しています。

②上記以外は、各申請窓口で用紙を受け、手続きをしてください。

▶支給期月について

6月、10月、2月(児童手当と同じで、それぞれ前月分までを原則口座振込で支給します。)

※今年6月は、児童手当の受給者には、子ども手当2カ月分と児童手当2カ月分(2月分と3月分)が同時に支給 されます。

寄附について

子ども手当の支払いを受ける前に市町村に寄附できる仕組みとなります。詳しくは担当課へお問い合わせくだ さい。

◎問い合わせ・申請先…子育て支援課子ども家庭係☎(55)5094 または各支所地域振興課